

大阪広域水道企業団告示第7号

令和6年大阪広域水道企業団告示第9号（市町村域水道事業における歳入等の納付事務の委託（コンビニエンスストア及びスマートフォン等の電子機器による決済サービス））の一部を次のように改正し、令和7年4月24日から実施する。

令和7年4月15日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
2 指定納付受託者の名称等					2 指定納付受託者の名称等				
名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	提携コンビニ及びスマホ決済提供元の本部所在地、名称	チェーン名	名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	提携コンビニ及びスマホ決済提供元の本部所在地、名称	チェーン名
株式会社 電算システム	(略)	(略)	(略)	(略)	株式会社 電算システム	(略)	(略)	(略)	(略)
			東京都千代田区大手町二丁目3番1号 株式会社ゆうちょ銀行	(略)				東京都千代田区大手町二丁目3番1号 株式会社ゆうちょ銀行	(略)
			(略)	(略)				<u>東京都品川区西品川一丁目1番1号</u> <u>LINE Pay株式会社</u>	<u>LINE Pay</u>
			(略)	(略)				(略)	(略)